



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定・2件（道路管理課）…………… 3

公 告

- 事後調査報告書の縦覧（空港課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

告 示

沖縄県告示第572号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	平成30年2月1日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	吉の浦会館
北中城村	平成30年2月6日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	北中城村商工会
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	平成30年2月7日（水曜日） 午前10時から午後2時まで	キャロット愛ランドマリ ンターミナル
	平成30年2月14日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市立勝連地区公民館
南城市玉城字親慶原、字垣花、字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、字當山、字屋嘉部、字糸数、字喜良原、字船越、字愛地及び字前川、佐敷字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字富祖崎、字仲伊保及び字新開並びに字つきしろ	平成30年2月20日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市中央公民館
	平成30年2月28日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市老人福祉センター
与那原町	平成30年2月21日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	与那原町立綱曳資料館
南風原町	平成30年2月23日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	地域交流センター南風原 町立中央公民館

注意 検査時間のうち、正午から午後1時までの時間については、検査を行わない。

- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成29年12月19日から平成30年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我1148番1から 名護市字呉我1148番1まで	8.2m ~ 11.9m	88.5m
新	名護市字呉我1148番1から 名護市字呉我1148番1まで	11.4m ~ 30.7m	88.5m

沖縄県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成29年12月19日から平成30年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我1319番2から 名護市字呉我1270番2まで	11.0m ~ 12.8m	64.7m
新	名護市字呉我1319番2から 名護市字呉我1270番2まで	12.8m ~ 16.0m	64.7m

沖縄県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成29年12月19日から平成30年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
------	----	-------	----

旧	名護市字呉我1335番3から 名護市字呉我1335番3まで	10.2m ~ 11.0m	75.0m
新	名護市字呉我1335番3から 名護市字呉我1335番3まで	11.9m ~ 17.1m	75.0m

沖縄県告示第576号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 保良西里線
- 3 区間 宮古島市平良字西仲宗根402番地7から同市平良字東仲宗根373番地まで

沖縄県告示第577号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良久松港線
- 3 区間 宮古島市平良字下里555番地4から同市平良字久貝859番地13まで

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において準用する同条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第49条第2項において準用する同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 法対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 新石垣空港整備事業
 - (2) 種類 飛行場及びその施設の設置の事業
 - (3) 規模 滑走路の長さ 2,000メートル
- 3 法対象事業が実施されるべき区域 石垣市
- 4 事後調査の実施期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
 - イ 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217
 - ウ 石垣市企画政策課 石垣市美崎町14番地 電話番号0980-82-1350
 - エ 竹富町企画財政課 石垣市美崎町11番地1 電話番号0980-82-6191

オ WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村 石垣市字白保118番地 電話番号0980-84-4135

(2) 期間 平成29年12月19日から平成30年1月23日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。ただし、WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村については、平成29年12月19日から平成30年1月23日まで（水曜日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）とする。

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

(1) 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400

(2) 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年2月24日 沖縄県指令土第87号、平成27年11月20日 沖縄県指令土第900号（変更）、平成29年11月13日 沖縄県指令土第762号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字玉城二番堂原9番、12番、15番1、16番、17番及び18番12から18番16まで

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市玉城字玉城18番地1 株式会社さちばらの庭 代表取締役 稲福信吉

5 検査済証番号 平成29年12月6日 第4432号

6 工事完了年月日 平成29年11月15日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---